

# 序 論

- I 基本方針の趣旨
- II 基本方針策定の背景
- III 和光市の特性・地域文化資源
- IV 対象

## I 基本方針の趣旨

文化は、感性を育み、人々の心を豊かにします。また、私たちの表現力を高めます。そして、心豊かな地域づくりを推進します。その活動によって、人々のコミュニケーションがさかんになり、私たちに活力を与えます。その可能性は計り知れません。

私たちは、この文化が有する活力を存分に享受することで、心の充実、生活の充実、社会の充実を実現することができます。

そのために、私たちは文化に親しめる環境を整備し、和光市特有の歴史や伝統を大切に保存・継承・活用するとともに、新しい文化を創造し、和光らしさを表現していく必要があります。

この文化振興基本方針は、市が市民や企業等と協働して行うさまざまな文化振興施策を総合的、効果的に推進していくための基本的な方向を明らかにするとともに、市民文化活動の共通の拠り所となる考え方を示すものです。

市は、社会情勢や市民ニーズの変化、施策の効果に関する評価等を踏まえ、必要に応じてこの方針の見直しを行います。

## II 基本方針策定の背景

今日、価値観の多様化、少子・高齢化、国際化、高度情報化等の変化が急速に進む中、人間らしさを取り戻すことや、将来を担う子どもたちの育成、地域コミュニティの活性化などが問われています。そのような中で、人々の精神生活や社会を支える基盤として、文化の振興はますます重要となっています。

和光市では、平成 23 年 3 月に策定された『第四次和光市総合振興計画後期基本計画』において、「創造的な文化の振興」が具体的な施策として挙げられており、「市民に対して、広く文化に触れる機会を市民文化センターなどにおいて提供していますが、更に、市民の自主的な文化活動を促進させていくことが求められています。その一方で、本市の地域文化資源※が市民に広く知られていません。また、市民や地域の文化団体、企業、行政などが協働した文化活動にも力を入れていく必要があります。」と明示されています。

また、平成 13 年 12 月に公布・施行された『文化芸術振興基本法』※において、地方公共団体は「地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。平成 24 年 6 月に施行された『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』※において、劇場、音楽堂等を設置する者は「事業を自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努める」としています。

和光市においても、地域の特性に応じた文化振興ビジョンを定めることが課題となっていたことから、この基本方針の策定に至りました。

和光市は、都心と地方を結ぶ交通アクセス上、利便性の高い地域に位置しており、みどり豊かな住環境は市の特色となっています。人口は年々増加し、ベッドタウン化の傾向がより強くなっています。周辺地域と比較しても住民の転出転入が激しいために、地域の個性や特色が見えにくくなっています。こうした状況の中、市民が自分の住んでいるまちを意識するためにも、さまざまな文化活動を盛んにして人々の結びつきを強めるとともに、和光市の魅力でもある水や緑、地域文化資源を大切にし、活用を図り、その価値を伝えていくことが求められています。

### Ⅲ 和光市の特性・地域文化資源

#### 1 和光市の特性

- (1) 武蔵野の台地の北東部に位置する和光市は、その面影を残した湧き水とみどり豊かなまちであるとともに、都心との交通の利便性が高く、人口も増加傾向にあり、若い世代が多いまちです。
- (2) 市内に点在する湧き水は、古くから文化や暮らしに影響を与えてきました。江戸時代の白子宿の繁栄とともに、洗い場跡や石組み水路など、今でもその名残が見られる湧き水豊かなまちです。
- (3) 若い世代が多いまちのため、地域コミュニティが育ちにくく、人と人とのコミュニケーションの希薄化が見られる反面、若い力が新たな文化を生み出す可能性をもっているまちです。
- (4) 理化学研究所や国の施設があり、外国人も多く、国際色豊かなまちです。

#### 2 和光市の主な地域文化資源

- (1) 考古資料・遺跡(出土遺物や『午王山遺跡』など)
- (2) 歴史資料・史跡(『永代地方目録覚』、『五輪塔』など)
- (3) 建造物(『旧富岡家住宅』、『長屋門』など)
- (4) 美術工芸品(『甲冑』など)
- (5) 民俗・民具・芸能・行事(『百庚申』、『ささら獅子舞』、『白子囃子』など)
- (6) 天然記念物・自然植物(長照寺の『大いちょう』など)
- (7) 社寺
- (8) 地名・道・湧水(『川越街道』、『不動の滝』など)
- (9) 和光市ゆかりの文化人(童謡詩人『清水 かつら』、児童文学作家『大石 真』)
- (10) 和光太鼓
- (11) 和光市民文化センター『サンアゼリア』などの文化施設

## IV 対象

文化は、人の生活に関わるものすべてを意味し、人々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形・無形のものであり、それは、人の心と生活にゆとりと潤いを与え、まちに活力と美しさをもたらします。

そうしたことから文化とは、日常的な活動から非日常的な活動、つまり衣・食・住そのものから、芸術・学術、さらには生活文化※やスポーツ、宗教にいたるまで、非常に広範囲に及ぶことから、「人の生き方そのもの」といえます。

このように文化の概念は広範で、人によってとらえ方もさまざまなことから、基本方針の策定にあたっては、専門的な文化※、市民主体の文化活動、文化財※、地域文化資源、文化によるまちづくりを主な対象とします。

# 第1章

## 文化振興基本方針の考え方

I 理念

II 基本方針

III 基本施策

IV 現状と課題

V 施策の体系

## I 理念

文化をとおして、すべての人が生きがいを感じ、「住んでよかった、住みたい、訪ねたい 和光市」にします。

## II 基本方針

和光市は、文化振興の理念を実現するために、次の基本方針を掲げます。

- 1 文化活動を行う市民の自主性を尊重し、文化の活性化を図ります。
- 2 地域文化資源の保存・継承・活用・創出を推進し、自然と文化の魅力あふれるまちを目指します。
- 3 市民の創造性や文化振興に対する意見がいつそう反映されるよう、環境の整備に努めます。

## III 基本施策

和光市は、3つの基本方針に基づき、文化の創造・交流・発信のため、次の基本施策による活動を展開します。

- 1 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します。
- 2 文化の振興にあたり多様な交流の推進を図ります。
- 3 地域文化資源を守り育てます。
- 4 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます。
- 5 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます。
- 6 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます。

## IV 現状と課題

- 1 『第四次和光市総合振興計画』（平成23年（2011年）3月策定）における方向性  
(1) 和光市の将来都市像として「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」が定められています。

(2) 教育・文化・交流分野においては、「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」を基本目標に、6つの基本施策の中で、次の2つが文化の分野に深く結びつく施策となっています。

- ① 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり
- ② 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

## 2 文化行政の現状と課題

国が推進してきた構造改革によって、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られた一方、自治体は、依然として大変厳しい財政状況におかれています。その状況のもとで、どのようにして地域文化の振興を図っていくのかという大きな課題を背負っています。

構造改革がもたらした行政サービスの大きな変化に、公の施設の管理を民間に任せることができる指定管理者制度※の導入があります。それによって、和光市民文化センターも平成18年4月から指定管理者制度※を導入しています。

また、行政によって担われてきた公共サービスに、市民団体やNPO法人、企業が参加するケースが急速に増えつつあります。このような非営利活動やボランティア活動などの広がりに伴い、民間と行政の協働による新たな文化に関する取り組みが必要とされています。

### (1) 「文化活動」の現状と課題

さまざまな市民団体が多様な文化活動を行っている現状を踏まえ、市内各公共施設等における取り組み状況を的確に把握し、練習、発表、創作などの場の拡充やその情報提供の充実を図っていく必要があります。

また、文化活動の更なる発展を課題とする上で、市は市民や企業等と協働し、文化に関わる人材の育成に努めなければなりません。

文化の創造において、交流と協働は不可欠です。個々の文化団体が独自展開している活動に加え、さまざまな交流とネットワークづくりの機会を提案することで、各団体の活動の質の向上や協働につなげていきます。

### (2) 「地域文化資源」の現状と課題

和光市には古くからの伝統的な文化が残っています。また、多くの業績を残した文化人も輩出しています。これまで市では、埋蔵文化財の発掘調査、民俗文化財の保存、収集や展示会の開催、郷土芸能※等の普及事業の開催などを通じてこれらの地域文化資源の保全に努めてきました。しかし、急速な都市化によってまちの個性が見えにくくなる中で、こうした地域文化資源の保全に関する事業をまちづくりの一環として明確に位置付け、より積極的な活用をとおして、市内外に紹介していくことが重要です。そのため、地域文化資源を保存・公開する場として、郷土資料館の整備に加え、『午王山遺跡』などの史跡整備を推進します。

また、アートNPO※や芸術団体などを誘致し、新たな地域文化資源の創出が課題となっています。

### (3) 「環境の整備」の現状と課題

市は、市民文化センターを市民文化の主要施設として活用し、優れた文化を身近に親しむことができるよう努めています。今後も、より多くの市民にさまざまな優れた文化を提供すると同時に、市民の文化活動へとつながるように工夫することが課題となっています。

市民、企業等の文化に関するさまざまな活動が活発化していく中で、市の役割が改めて問われています。個別に活動している市民や企業、市などが、協働しあうことでより一層、地域の個性や特色が見える文化の形成につながり、それが和光市の魅力となっていくでしょう。このようなことから、市民や企業、市などが生み出す文化力※を「地域社会・経済の活性化」「教育・福祉・観光等への貢献」「地域アイデンティティ※の形成」に結びつけることも課題となっています。



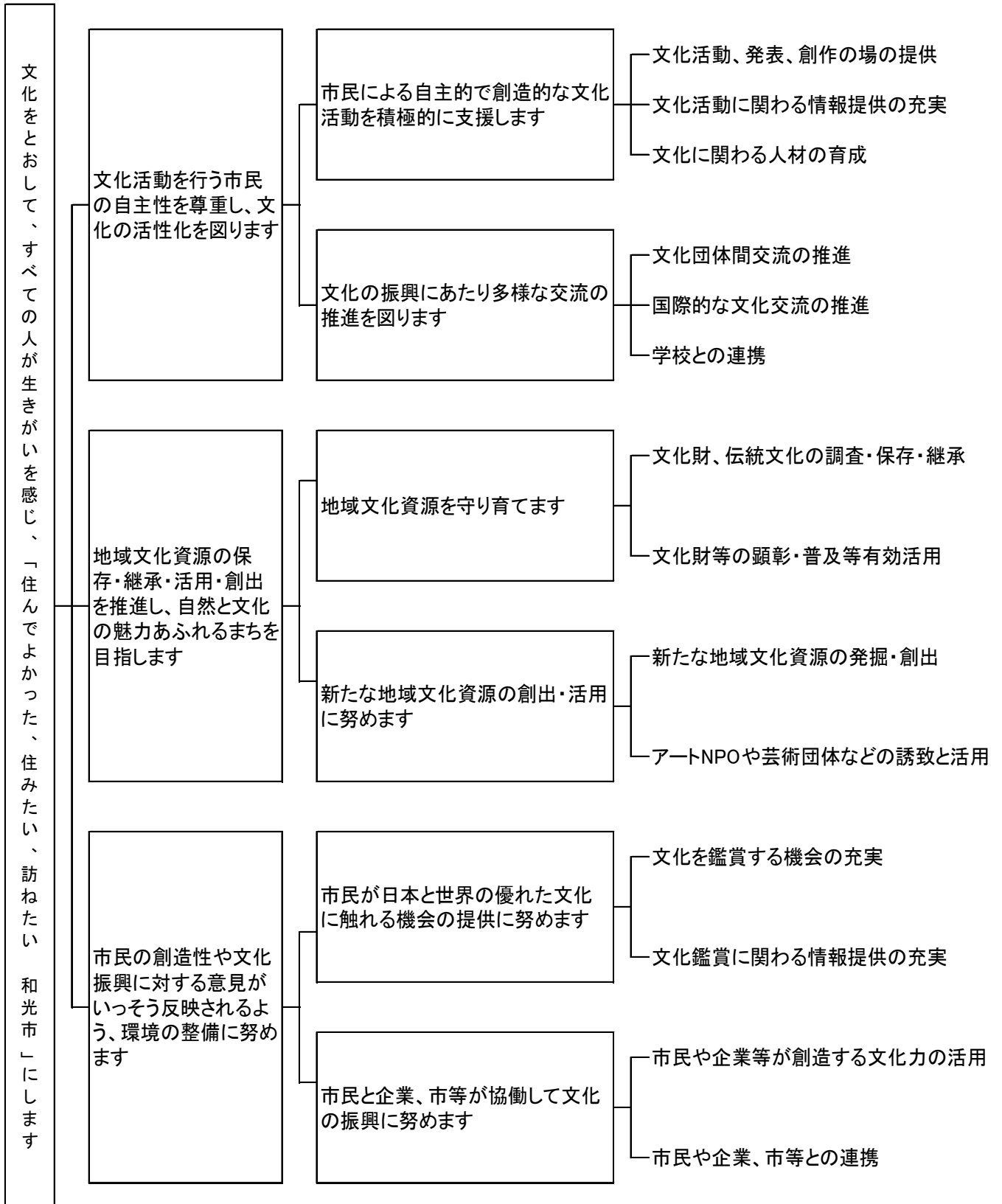
# V 施策の体系

理念

基本方針

基本施策

施策



# 第2章

## 役割

- I 市民・地域の文化団体・企業の役割
- II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割
- III 市の役割
- IV 文化施設等の役割

## I 市民・地域の文化団体・企業の役割

### 1 市民の役割

文化振興の主役は市民であり、市民一人ひとりが文化の担い手です。市民は自主的に創造的な文化活動をさかんにするとともに、個々の持っている独創性を発揮して、地域のアイデンティティ※を形成し、市民文化の向上に努めることが望まれます。また、地域文化資源の保存・継承・発信等に努めることが期待されます。

### 2 地域の文化団体の役割

地域の文化団体は、市民が交流し、集い、協働する場であり、地域コミュニティを築く上でも重要です。それぞれの団体が、団体・地域・世代などの枠を越えた文化交流に努めるとともに、市や企業等と連携し、地域コミュニティの活性化や地域文化の向上に寄与することが望まれます。

### 3 企業の役割

和光市に立地して経営を行っている企業は、独自の企業文化を持つとともに、そこで働く人たちは在住・在勤の市民でもあり、和光市の文化の担い手でもあります。

地域文化には、地域経済の活性化やまちの賑わいづくりに貢献する力があることから、企業もまた市民や地域の文化団体などと積極的に連携して、市民に準じる文化的な役割を果たすことが望まれます。

## II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割

公益財団法人和光市文化振興公社は、「市が設置する公の施設の効果的な管理運営に協力し、地域コミュニティ及び市民文化の向上を図るための事業に努め、もって住民福祉の増進に寄与する」ことを目的に市が出資し、設立した公益法人です。これまでに、地域コミュニティ及び文化の振興事業、市が設置した公の施設の管理運営の受託、その他目的の達成に向けての各種事業を展開してきました。これらの中で培ってきた信頼関係をもとに、市と市民、地域の文化団体等を「つなぐ」役割が期待されます。

地方自治法の一部改正に伴い、市は平成18年4月から市民文化センターの管理運営に指定管理者制度※を導入し、最初の指定管理者として指定したことから、なおいっそう和光市の文化振興のための中枢機能を果たしていくことが求められています。

文化事業については、市主催行事への積極的参加により、市民の文化活動状況や地域の文化団体、和光市の地域文化資源の紹介など文化情報の提供を図ること、また、地域の文化団体や市内の芸術団体などの文化活動を促進するために、助成金制度を充実させ支援することも重要な役割のひとつです。その他、市や教育委員会の行う文化

事業を協働することにより、和光市の文化振興を共に担うことが望まれます。

市民や地域の文化団体、企業等と地域の力を結集し、地域文化の振興に取り組むこと、また、文化振興公社が目指す市民との協働による文化芸術の振興を推進することにより、市の文化政策の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

### Ⅲ 市の役割

文化振興における市の役割は、市民が等しく文化を創造・享受でき、また、将来を担う子どもたちや、地域の若手アーティストを支援する環境を整備することです。また、市民や地域の文化団体などの表現活動や多様な交流、文化活動への主体的な参加を促すために必要な環境づくりを進めることでもあります。それらを達成させるためには、制度の充実、財政的措置、国や民間の文化活動支援情報の活用、人材の育成等を計画的に進めなければなりません。また、近年、地域の文化団体、NPO法人等による活発な文化活動が展開されている中、今後はそれらへの支援や情報提供をとおして連携を図らなければなりません。

地域文化資源※をすべての市民が共有できる財産として、保存・継承・顕彰・発信等、有効活用するための事業実施や財政的措置を講じる必要があります。

和光市の文化の殿堂として、平成5年に設置した市民文化センターは、①市民の文化享受機会の拡大、②市民の自主的で創造的な文化活動への支援、③地域の文化に関わる人材の育成、④地域文化資源の有効活用、⑤地域の文化の振興・交流活動の拠点的作用などを担うことから、市民の文化活動が最大限促進されるようその有効活用を図らなければなりません。

以上のように、市は、市民や企業等との協働による文化振興施策をとおして、地域コミュニティや地域経済活動の活性化を図るとともに、地域課題解決のために文化力※を積極的に活用し、「文化によるまちづくり」に貢献する役割を担っています。

また、指定管理者制度※導入により、施設の管理運営方法が変わる中で、これからの和光市の文化振興に果たす公益財団法人和光市文化振興公社の役割やあり方について、期待や課題を踏まえて今後検討していく必要があります。

### Ⅳ 文化施設等の役割

文化施設や公民館などを文化の発表の場、創造の場、交流の場としての拠点と位置づけ、積極的にその活用を図ることが求められています。学校開放や公共施設の多目的利用など従来の利用にとらわれず、市民の文化活動の場として有効に利用できる仕組みを、市民とともに検討していきます。また、社寺を含め民間施設の活用にも努めていきます。より多くの市民が気軽に利用できる施設などとして、それぞれの規模や特

徴を考え、以下の6施設を地域文化活動の拠点として挙げます。

### 1 和光市民文化センター『サンアゼリア』

市民や地域の文化団体等が、自主的で創造的な文化活動を活発に行う場を提供するとともに、広域的な視点に立った事業展開が求められることから、国内外の優れた舞台芸術を紹介する鑑賞事業の充実や地域間文化交流など、幅広く活用されるためにそのサービスを充実します。また、市民の文化振興に寄与する本市の中核施設として、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の自主的で創造的な文化活動の場の提供
- (2) 市民や地域の文化団体との連携
- (3) 地域文化資源※の保存・継承・発信
- (4) 市民ニーズに応じた国内外の優れた舞台芸術などの鑑賞事業の充実
- (5) 将来を担う子どもたちの情操を豊かにするための、ワークショップ※やアウトリーチ※など、教育プログラムの実施
- (6) 文化の発信基地として文化に関する多様な情報の収集や発信
- (7) 世代間・地域間・団体間交流事業など、さまざまな市民ニーズに対応して、地域アイデンティティ※の形成を支援

### 2 公民館

市民の学習や文化活動の発表・交流を推進するとともに、各サークルなどの自主的な活動を支援し、学習ニーズに応える学習機会や学習活動の情報提供を行います。関係機関や団体・市民相互の調整を図り、学習の成果を生かした地域づくりの拠点として市民主体の活動を支援するために、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室の開催
- (2) 各サークルなどの発表や研究会などへの市民の積極的な参加・交流機会の促進
- (3) 市民自ら企画・立案した学習プログラム事業の開催
- (4) 世代間交流事業など高齢者の社会参加の支援
- (5) 今日的な課題解決に向けた学習の支援
- (6) 講座などで学習した成果を生かしたサークルなどの設立支援、地域づくりの推進

### 3 コミュニティセンター

地域住民が相互に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進する多目的複合型施設としての役割を担っています。

白子コミュニティセンターについては、1階に展示コーナーが設けられており、和光市ゆかりの文化人である『清水かつら』や『大石 真』に関わる展示を行っています。地域の文化団体との協働による地域文化資源の顕彰・普及などをおして、和光らしさを表現していく施設として有効活用を図ります。

#### 4 学校

余剰教室や休日・夜間の学校開放は文化活動、生涯学習の場としての有効活用が求められます。その実現に向け、地域と学校が連携し、市民主体で気軽に利用できる施設運営のあり方を検討しなければなりません。

#### 5 市民広場

市役所敷地内には舞台を有する市民広場があります。新たな憩いの場、文化活動の場として可能な範囲で有効活用を図ります。

#### 6 新倉ふるさと民家園

園内の和光市指定文化財※『旧富岡家住宅』は、昭和 62 年に東京外郭環状道路の建設に伴い解体された古民家を移築復元した建造物です。元は 17 世紀後半（江戸時代中期）に建築されたものと考えられており、埼玉県下では最古の部類に属する民家であるといわれています。

文化財※であるという趣旨を尊重し、伝統文化や地域に伝わる季節行事等を体験学習できる場所として活用していきます。

# 第3章

## 基本施策

- I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します
- II 文化の振興にあたり多様な交流の推進を図ります
- III 地域文化資源を守り育てます
- IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます
- V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます
- VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

# I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します

## 1 文化活動、発表、創作の場の提供

### (1) 文化活動、発表、創作の場の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動の日ごろの成果を発表できるよう、市民文化センターや公民館などの公共施設について、利用者の立場に立った受け入れ態勢(利用時間やスタッフのサービス、施設の整備)の充実を図ります。また、学校教育に支障のない限りで余裕教室の利用や、空き店舗、空きスペースなどを有効利用し、練習、創作、展示等の場の確保に努めます。

### (2) 協働による文化事業の実施

市主催の文化事業や和光市民文化センター指定管理者の主催・共催事業等において、市民や地域の文化団体等が舞台に立つ機会を提供します。また、市民や地域の文化団体等と協働して、企画から当日の運営までを創り上げる事業を実施します。

### (3) 市民や地域の文化団体等が使いやすい文化施設の環境整備

文化施設は、社会的環境の変化などによって、従来の利用時間・利用料金・施設予約等を見直すことも必要です。市民や地域の文化団体等がより利用しやすくなるよう環境の整備に努めます。

## 2 文化活動に関わる情報提供の充実

### (1) 文化活動の施設情報の提供

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、発表、創作、練習、展示の場に関する情報を発信します。

### (2) 助成情報の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動を行ううえで、自助努力だけでは不足する活動費を支援するために、市をはじめ、国、県、民間の助成情報を提供します。

### (3) 催し物情報の発信

市内で開催される催し物を情報収集し発信していきます。また、他市や埼玉県、国が主催する各種イベントについても、可能な範囲で情報収集し発信していきます。

### (4) 情報の共有

市民と地域の文化団体、市等との協働による文化振興を推進するために、情報の共有を積極的に図ります。

## 3 文化に関わる人材の育成

### (1) 郷土芸能に関わる人材の育成

和光市に伝わる貴重な郷土芸能※を、次代に継承するための後継者育成を支援します。

### (2) 地域文化プロデューサー・地域文化リーダー等人材の育成

アートマネジメント※講座、舞台技術の専門家によるワークショップ※等を開催し、



地域文化プロデューサー※・地域文化リーダー※の創出に努め、地域における文化活動等を協働で実施するための人材育成を支援します。

(3) アートNPOの創出

市民や地域の文化団体等との協働による文化振興に、今後ますます欠かせない存在になるのはアートNPO※です。アートNPOを創出するための人材育成を支援します。

(4) 地域のアーティストの創出、育成

和光市とその周辺には音楽等で活躍しているアーティストがプロやアマチュアを問わず数多く在住しています。それら地域のアーティストに発表の機会を提供するなど、地域から優れたアーティストを創出・育成するための環境整備に努めます。

(5) 文化施設・文化団体等の管理運営者育成

文化施設・文化団体等の管理運営者に対し、資質向上のための文化庁を中心とした国の機関や埼玉県などの研修プログラム等を紹介します。

## II 文化の振興にあたり多様な交流の推進を図ります

### 1 文化団体間交流の推進

(1) 市民文化団体間交流

市主催の行事などにおいて、市内の文化団体に出演の機会を提供することで、共演者間の情報の共有化が図られ、市民文化団体間交流が活発になるよう努めます。また、市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に複数の市民文化団体が共演できるよう充実させます。

(2) 地域間の文化団体交流

市内だけでなく市外の文化団体との交流は新たな発見を生み出し、創作活動を活発化させます。市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に市外からの文化団体を招聘し、これらの団体と市内の文化団体の共演を図ることで、地域間の文化団体交流を支援します。

### 2 国際的な文化交流の推進

(1) 理化学研究所や国の施設を活用した国際文化交流

市内には世界各国の研究者が集まる理化学研究所や国立保健医療科学院などの国の施設があります。各国の文化を相互に紹介・発表する文化事業等を開催し、国際文化交流を推進します。

(2) 市民文化センターで開催される文化事業の活用

市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業は多種多様です。海外からの音楽家や芸術家を招いた文化事業もあり、市民との共演や交流会の開催など、国際文化交流を推進します。

(3) 将来の国際文化交流を担う子どもたちの育成

これからの国際文化交流を担う子どもたちが、市の郷土芸能※や日本の文化を学び、和光市周辺に居住する外国人に発信できるよう育成し、相互の国際文化交流を推進するとともに、姉妹都市との文化交流などをおして多文化共生※を推進します。

3 学校との連携

(1) 市内小学校・中学校・高等学校との連携

これからの地域文化の担い手である子どもたちや若い世代の個性を表現する能力を育てるために、教育委員会や学校と連携し、ワークショップ※やアウトリーチ※など教育プログラムの充実を図ります。

(2) 体験学習をとおした交流

教育委員会や学校と連携し、子どもたちや若い世代を対象とした参加型の文化公演の開催や、公民館やコミュニティ施設等を拠点に郷土芸能※や生活文化※を体験できる機会を充実させ、世代間の交流を図ります。

(3) 学校と地域の連携

学校と地域が連携し、地域の文化団体や音楽家等と子どもたちの文化交流を推進し、地域の文化が育まれる環境の充実を図るため積極的に支援します。

## Ⅲ 地域文化資源を守り育てます

和光市には、現在15の指定文化財※をはじめとした文化財※、また、地域で守り伝えられてきた伝統文化や優れた業績を残した文化人の足跡があります。これらは和光市の歴史・文化を語る貴重な財産であり、後世に伝えていくことは現代に生きる私たちの責務です。

このような地域文化資源※を、市民及び団体等と協力して収集、映像アーカイブズ※化等による積極的な記録、展示会やパンフレット等で紹介するなど、保存・継承・顕彰・普及等を推進します。また、積極的に地域文化資源※を活用して、広く市民に向けた啓発活動を行います。

1 文化財、伝統文化の調査・保存・継承

(1) 文化財の調査・保存

① 埋蔵文化財保護の充実

本市では、埋蔵文化財の発掘調査、記録、保存に努めています。多くの市民にその重要性を知ってもらうために、遺跡調査の見学会等を実施していきます。

② 文化財保護思想の啓発と愛護活動の推進

文化財※を市民、市外に対して積極的に広報し、保全や活用に対する意識の醸成を図ります。また、市民全体でこれを継承していく体制をつくるため、ボラ

ンティアや地域組織を育成、支援します。更に文化財保護思想の啓発を行い、文化財愛護活動につなげます。

③ 指定文化財の整備と充実

指定文化財※になりうるものについての確認作業を行うほか、現指定文化財の周知活動を充実させるとともに、後継者の育成を支援します。

(2) 伝統文化の調査・保存

先祖より代々伝えられてきた村のしきたりや神事など、四季折々の年中行事を調査・保存します。

(3) 郷土芸能の保存・継承

指定文化財※である『ささら獅子舞』『白子囃子』の保存を図り、継承者の育成に努めます。

2 文化財等の顕彰・普及等有効活用

(1) 和光市ゆかりの文化人

和光市は日本を代表する童謡詩人『清水かつら』や児童文学作家『大石 真』を輩出しています。こうした優れた業績を残した文化人の顕彰・普及事業を充実することにより、新旧住民が共有できる財産として後世に語り継ぐとともに、市内外に発信していきます。

(2) 郷土芸能

『ささら獅子舞』、『白子囃子』を地元の祭や市主催の行事で紹介し、まちの個性づくりに活用するとともに、教育委員会や学校と連携し、将来を担う子どもたちが実体験できる場を提供します。

(3) 学校教育や生涯学習への活用

地域の歴史や文化を知る教材として広く公開するとともに、新倉ふるさと民家園で季節行事体験を行うなど、文化財※の持つ価値を活用します。

(4) 郷土資料館の整備

埋蔵文化財の収蔵、展示をはじめ、各種の歴史的・文化的資料の収集、展示、郷土芸能の記録などのための郷土資料館の整備を推進します。

(5) 史跡の設備

『牛王山遺跡』など市内の貴重な史跡を公開・活用するため、史跡整備を推進します。

## IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます

1 地域文化資源の発掘・創出

市民文化団体意識調査結果等からもわかるように、市民が地域文化資源※と認識しているものは20を超えます。それらを積極的に活用し、個性的な文化を創造する他に、今までは文化と結びつくことのなかった地域の魅力を再発見し、それを文化振興の素材として積極的に活用します。

## 2 アートNPOや芸術団体などの誘致と活用

アートNPO※の創出や活動の支援のほかに、アートNPOや芸術団体などを和光市へ呼び込み、新たな地域文化資源※を創出することも、この地域の文化振興にとって刺激となると考えられます。そのためには、アートNPOや芸術団体などを誘致できる環境づくりの一步として、公共施設の開放やその活動に対する財政的な支援に努めます。また、それらの団体が持つノウハウやアーティストとのネットワークの活用にも努めます。

# V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます

## 1 文化を鑑賞する機会の充実

### (1) 優れた文化鑑賞機会の充実

市民文化センターや公民館などの公共施設などで、国内外の多彩で魅力ある文化事業を開催し、優れた文化に触れる機会の充実を図ります。

### (2) 普及啓発型文化事業の充実

市民が、よりいっそう郷土への愛着を深めていけるよう、和光市で多くの業績を残した文化人を顕彰・普及する事業を開催します。また、ワークショップ※や各種文化講座を開催し、文化への理解を深めるとともに、学習機会の充実を図ります。

### (3) 参加創造型文化事業の充実

市民や地域の文化団体の自主的で創造的な文化事業に参加する機会と、それを鑑賞する機会の充実を図ります。また、プロの実演家と市民等との共演による文化事業を開催することにより、市民の文化への関心と理解の向上に努めます。

### (4) 将来を担う子どもたちを対象とした文化事業の充実

将来を担う子どもたちが豊かな人間性と多様な個性を育くむために、子どもたちの心に忘れがたい深い感動を与える本物の文化を鑑賞する機会の充実を図ります。

### (5) 市主催行事における文化事業の充実

市主催の行事における芸能発表会や市民コンサート、展示会などは、さまざまな市民文化活動の発表の場と鑑賞の場として親しまれています。今後も市民文化活動の中心的役割を担うよう文化事業の充実を図ります。

## 2 文化鑑賞に関わる情報提供の充実

### (1) 文化鑑賞事業の情報発信

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、文化鑑賞事業の情報を収集し発信します。

### (2) 近隣文化施設との相互情報発信

近隣文化施設との協力体制を構築し、相互の文化鑑賞事業の情報を発信します。

### (3) 情報提供・共有媒体

広報紙はもちろんのこと、ホームページの充実、インターネットや携帯電話など

の普及による瞬時の情報配信など、情報を必要としている人に的確に提供できるよう工夫します。

## VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

### 1 市民や企業等が創造する文化力の活用

#### (1) 地域社会・経済の活性化

市民や企業、市等の協働による文化事業は地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりに貢献する力があります。また、地域の商店街や農業、企業とタイアップした文化事業の開催により、地域経済の振興に努めます。

#### (2) 社会的課題への活用

社会的課題である子どものいじめ等をなくす環境づくりへの貢献や高齢者の生きがいの創出、市外の人をひきつける地域文化資源※の発信等、教育・福祉・観光などの分野に文化力※を発揮できるよう工夫し、活用に努めます。

#### (3) 地域アイデンティティの形成

文化をとおしてさまざまなコミュニティが生まれることにより、地域アイデンティティ※が形成され、地域に根ざした和光市の「顔」としての特有の文化を創造します。

### 2 市民や企業、市等との連携

#### (1) 市民や地域の文化団体、企業、市等の連携

経済的な豊かさや、ライフスタイルの変化により、人々は精神的なゆとりや潤い、安らぎを求めるようになり、市民の文化への関心は今後更に高まっていくと考えられます。そういった社会情勢の中、市民や地域の文化団体、企業、市等がそれぞれの役割を果たし、連携していくことにより、市民や企業等の声が市の施策に反映され、協働による文化の振興が実現できます。

#### (2) その他の機関との連携

和光市には理化学研究所や国の施設等が多いことから、和光市の特性に合わせた多様な文化振興を推進していくことが求められます。また、福祉施設や病院等との連携を図り、それらのニーズを把握した、誰もが文化に触れることができる機会を充実させます。

## 用語解説

初出頁	用 語	解 説
2	文化芸術振興基本法	第4条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
2	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	第4条（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）「劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業をそれぞれの実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。」 第7条（地方公共団体の役割）「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」
2	地域文化資源	本方針では有形・無形文化財や多くの業績を残した文化人など、和光市の文化的資源を指しています。
4	専門的な文化	音楽、演劇、伝統芸能、美術、華道などの中で専門的な文化を指しています。
4	文化財	本方針では考古資料、歴史資料、建造物、美術工芸品、芸能などの有形・無形文化財を指しています。
7	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正で導入されました。サービスの向上と経費の縮減を目的に、これまで公的団体へ管理委託してきた公共施設を、株式会社などの民間法人を指定管理者として委託するか、直営にするかを選択することになりました。
7	郷土芸能	本方針では『ささら獅子舞』『白子囃子』を指しています。
8	アートNPO	文化芸術分野の非営利活動法人を指しています。
8	文化力	文化は、人々に元気を与え、地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりを推進するとともに、教育、福祉、地域経済などにも大きな影響を及ぼす力をもっています。その総称を文化力といいます。
8	地域アイデンティティ	地域の文化的個性・特性を指しています。
13	ワークショップ	作業場などを意味する言葉ですが、近年は、専門的な

		文化などを市民や子どもたちが入門体験することを指しています。
13	アウトリーチ	伸ばすことを意味する言葉ですが、近年では、文化施設で行われてきた催しを、学校、福祉施設などに出向いて行うことを指しています。例：出前コンサート、出前寄席。
14	指定文化財	和光市には平成 25 年 7 月 1 日現在で 15 の指定文化財があります。 『弥生式つぼ』『鰐口』『甲冑（鎧兜）』『永代地方目録』『宗門人別帳』『大いちょう』『ささら獅子舞』『太鼓』『五輪塔』『百庚申』『白子囃子』『旧富岡家住宅』『午王山遺跡第一次調査出土板碑群』『漆台遺跡第 1 号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物』『午王山遺跡』
16	アートマネジメント	専門的な文化を多くの人々が楽しめるように、アーティストによい環境を提供し、鑑賞者を広げ、文化と社会を結ぶ仕組みづくりを指しています。
17	地域文化プロデューサー	地域で文化的な事業などを企画・実施し、地域の文化をさかんにし、まちづくりの推進力となる人材。
17	地域文化リーダー	地域のさまざまな文化活動の指導者、世話役。
18	多文化共生	都市化と国際化が進むにつれて、地域にも市外からの移住者や外国人も増えていきます。異なる文化や風習を持った人々が、互いに理解しあって暮らす時代の考え方です。
18	生活文化	お茶、生け花、短歌、俳句、囲碁、将棋など、生活に密着した文化を指しています。
18	アーカイブズ	公文書記録保管所を意味する言葉ですが、海外や最近の日本では、古文書や過去の映像、写真などを保存する文化遺産のライブラリーを指しています。